

○枚方市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成25年12月 9 日

条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(基本方針)

第3条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者及び地域活動支援センターを利用する障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令3条例9・一部改正)

(運営規程)

第4条 地域活動支援センターは、施設の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(非常災害対策)

第5条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(令 3 条例 9 ・ 一部改正)

(サービスの提供の記録)

第 6 条 地域活動支援センターは、利用者にサービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第 7 条 地域活動支援センターは、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(規模)

第 8 条 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第 9 条 地域活動支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことができる場所

(2) 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、第 3 条第 1 項に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するために必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。

(従業者の配置の基準)

第10条 地域活動支援センターには、地域活動支援センターの長及び指導員を、サービスの提供に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

2 地域活動支援センターの長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動

支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第11条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合における従業者の配置の基準は、規則で定める。

（利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第12条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を増進させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び費用の額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

（生産活動）

第13条 地域活動支援センターは、利用者に対する生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めるとともに、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

（工賃の支払）

第14条 地域活動支援センターは、生産活動に従事する者に、生産活動に係る事業の収入の額から生産活動に係る事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

（勤務体制の整備等）

第14条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を整備しておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行

われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令 3 条例 9 ・ 追加)

(定員の遵守)

第15条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第15条の 2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(令 3 条例 9 ・ 追加)

(衛生管理等)

第16条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症等が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(令 3 条例 9 ・ 一部改正)

(秘密保持等)

第17条 地域活動支援センターの従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族から

の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、市町村から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第19条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第20条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

（令 3 条例 9 ・ 追加）

（電磁的記録等）

第21条 地域活動支援センター及びその従業者は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に

より行うことができる。

- 2 地域活動支援センター及びその従業者は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（令 3 条例28・追加）

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 3 年 3 月15日条例第 9 号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に関する経過措置）

- 2 令和 4 年 3 月31日までの間、第 1 条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第41条の 2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の 4、第49条、第78条、第95条、第95条の 5、第110条、第110条の 4、第123条、第131条、第131条の 4、第142条、第142条の 4、第155条、第168条、第173条、第177条、第177条の12、第177条の20、第194条、第194条の 11及び第205条において準用する場合を含む。）、第 2 条の規定による改正後の地域活動支援センター基準条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第 3 条第 4 項及び第20条、第 3 条の規定による改正後の福祉ホーム基準条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第 3 条第 4 項及び第18条、第 4 条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 58条の 2、第 5 条の規定による改正後の障害福祉サービス基準条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第32条の 2（新障害福祉サービス基準条例第48条、第53条、第58条、第67条、第78条及び第81条において準用する場合を含む。）、第 6 条の規定による改正後の障害者支援施設基準条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第45条並びに第 8 条の規定による改正後の指定障害児通所支援基準条例（以下「新指定障害児通所支援基準条例」という。）第 3 条第 4 項及び第46条第 2 項（新指定障害児通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第

89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 3 令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の4、第49条、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第177条の12、第177条の20、第194条、第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第15条の2、新福祉ホーム基準条例第13条の2、新指定障害者支援施設基準条例第46条の2、新障害福祉サービス基準条例第25条の2(新障害福祉サービス基準条例第48条、第53条、第58条、第67条、第78条及び第81条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第36条の2及び新指定障害児通所支援基準条例第39条の2(新指定障害児通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の4、第49条、第123条、第177条の12及び第177条の20において準用する場合を含む。)、第73条第2項及び第92条第2項(新指定障害福祉サービス基準条例第95条の5、第110条、第110条の4、第131条、第131条の4、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第194条、第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第16条第2項、新福祉ホーム基準条例第14条第2項、新指定障害者支援施設基準条例第49条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第46条第2項(新障害福祉サービス基準条例第53条、第58条、第67条、第78条及び第81条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第38条第2項並びに新指定障害児通所支援基準条例第43条第2項(新指定障害児通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(令5条例9・一部改正)

附 則〔令和 3 年 6 月 16 日条例第 28 号〕

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 5 年 3 月 7 日条例第 9 号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。